

農村敬老院施設管理暫定弁法

民政部令第 1 号

1997 年 3 月 18 日

<ご利用にあたって>

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和国事務所

第一章 総則

第 1 条 農村部における五保扶養事業に対する管理を強化し、敬老院施設整備事業の健全な発展を促進するため、「農村部五保扶養工作条例」及び国の関係規定に基づき、本弁法を制定する。

第 2 条 敬老院施設は農村集団福祉事業機関である。敬老院施設は郷鎮政府による設立が一般的で、五保対象者の多い集落も村レベルの敬老院施設が設立できる。国は事業体、社会団体、個人による敬老院施設の設立と資金援助を推奨する。

第 3 条 集団組織を頼りにすること、一般住民を頼りにすること、民主的な管理、運営を行うこと、高齢者を尊敬尊重することを敬老院施設の運営方針とする。

第 4 条 敬老院施設の運営に必要な経費は郷鎮政府の統括拠出、施設の収入源創出するための経営活動と社会からの寄付金によって確保され、扶養対象者の生活条件の改善を図りつつある。村レベルの敬老院施設の経費は村公益資金で賄う。

第 5 条 郷鎮人民政府は敬老院施設の活動に対する指導を強化し、敬老院

施設整備事業を地元経済社会の発展計画に盛り込まなければならない。

第 6 条 民政部門は敬老院施設の主管部門であり、施設活動に対する業務指導の責任を負う。敬老院施設の設立、撤廃は県クラス民政部門の許可を受けなければならない。

第二章 扶養対象

第 7 条 敬老院施設は五保対象者を主な扶養対象とする。光荣院が設置されていない地域において身寄りのない高齢者と優撫対象者（注：中国の社会保障政策の一つで、現役軍人、退役軍人およびその家族・遺族に対する優遇策）を優先的に受け入れる。条件が整えた施設は一般開放し、高齢者の自費による扶養代行も受け入れる。精神病患者、感染病患者を収容してはいけない。

第 8 条 五保対象者が施設に入居する場合、本人からの申請でなければならない。郷鎮人民政府（村レベル敬老院の場合は村民委員会）の承認を受けてから、申請本人と施設双方による入居協定書を締結する。

要件を満たす対象者の入所は自己の意思により、退所も自由である。

第 9 条 敬老院施設で扶養した高齢者（以下「扶養対象者」という）は施設の内部規定を守り、公共財産を大切にし、礼儀正しく、団結互助を行う。

第三章 内部管理

第 10 条 敬老院施設は院長責任制度を採用する。院長は施設業務全般の責任を負う。その職責は以下である。

- (1) 国が定められた五保扶養制度、敬老院施設の活動方針、政策、法令の徹底、実行を行う。
- (2) 施設内部の各種規定制度及び施設発展計画の作成を主導する。
- (3) 施設の収入源創出活動、施設自分自身の活性化の強化、扶養対象者の

生活水準の向上を押し進める。

(4) 従業員による職責の全うを督促、持ち場責任制度を確立、目標管理の導入を実行、扶養対象者の合法的な権益を保護する。

第11条 施設は業務管理委員会を設置する。その職責は施設運営方針と基本原則の着実な実行、内部重要事項の審議、院長と職員の活動に対する検査・監督である。

管理委員会は施設全員の選挙で選出されたメンバーから構成する。扶養対象者の割合はその内の半分以上でなければならない。

第12条 施設の生活エリアと生産エリアを分けて設置しなければならない。緑化を整え、美しい清潔な環境を維持する。

第13条 扶養対象者の食事について栄養、衛生に工夫し、週ごとにメニューを作成する。

第14条 扶養対象者が病気にかかった場合、施設は遅延なく治療を行わなければならない。条件のある施設は医療室を設置し、扶養対象者の健康カルテを作る。扶養対象者が死亡した後、施設は責任を取って、簡素な葬儀を行う。

第15条 扶養対象者を召集して勉強会を実施し、また実際の状況に応じて扶養対象者の特徴に適したレジャーとリハビリケアを行う。

第四章 財産管理

第16条 施設の土地、構造物、設備その他の財産について、敬老院施設は法に基づき管理と使用の権利を持つ。いかなる組織や個人もそれを侵害してはいけない。

第17条 財務管理制度の整備と健全化を図る。経費、資機材、食事、生産経営などの帳簿を定期的に公表し、扶養対象者及び社会各方面からの監督を受ける。財務関係者が離職する場合、帳簿を精査し、ルールに従い引継ぐ手続きをする。

第 18 条 五保対象者が入居する際、その財産は集団組織に管理を代行してもらい、生活用品は施設に持ち込む。死亡した後、その遺産を入居協定書に従い処置する。

第五章 生産経営

第 19 条 施設は多種多様な形で生産経営活動を行うことができる。実在の事業体を設立して、その経営収益は施設の所有となり、施設内の生産拡大や扶養対象者の生活改善のために使う。いかなる組織や個人はそれを横領、流用してはいけない。

第 20 条 扶養対象者の生産活動や経営活動への可能な限りの参加を推奨し、生産と経営の収益に合わせて適切な報酬を支払う。

第 21 条 地方人民政府及び関係部門は施設の生産経営活動に対し、関係規定に基づき優先的に優遇政策を与える。

第六章 従業員

第 22 条 施設の従業員は郷鎮人民政府（村レベル敬老院の場合は村民委員会）が施設のニーズと規模に応じて配置する。

第 23 条 施設の院長は郷鎮人民政府（村レベル敬老院施設の場合は村民委員会）が選定・任命する。その他の従業員は一般公募で雇用契約を締結する。採用要件は以下である。高齢者介護事業に熱心、一定の教育レベルを持つ、健康で責任感の強い、勤勉で労苦に耐えられるもの。財務会計、医療など専門性の高い分野の従事者は一定の専門技術を求める。

第 24 条 施設の院長とその他の従業員の賃金と福祉厚生は郷鎮、村の集団事業体の幹部と職員の待遇に照準して決める。

第 25 条 施設は従業員むけの職業モラルなどの勉強会を設けて、その管理とサービス水準の向上を図っていかなければならない。

第 26 条 施設は仕事に責任感の強い人、熱心に扶養対象者にサービスを提供する人に対し奨励を行わなければならない。不適任な従業員を解雇できる。仕事を怠り、深刻な事態を引き起こした人に対し、厳正に対処、又は関係機関に報告し、法に基づき責任を追究する。

第七章 附則

第 27 条 各省、自治区、直轄市は本弁法に基づき実施細則を策定できる。

第 28 条 本弁法は 1997 年 3 月 18 日から施行される。

原文リンク：

http://www.gov.cn/ztl/2005-12/31/content_143926.htm